



今回は、そろそろ近づいてきた算定基礎届の前に、意外と見落とされがちな「現物給与」についてお話させていただきます。報酬や賞与を、現物で支給されている場合でも、報酬への算入が必要ですので再点検をお願いします。

意外と見落としている現物給与について

 社労士法人ミナジ

現物給与とは、報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われることを言います。例えば、通勤に要する定期券や回数券を付与する場合や、自社製品を支給する場合も該当します。この、現物給与は社会保険上の「報酬」扱いとなりますので、標準報酬の決定の際には算入する必要があります。

現物給与の例



定期券



回数券



自社製品

ちなみに、報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合において、その価額は、その地方の時価によって厚生労働大臣が定められることとされています。

厚生労働大臣が決める価格は「食事で支払われた給与」と「住宅で支払われた給与」の二つとなります。この、現物給与の価格が、令和4年4月1日に改定されました。

◆ 全国現物給与価額一覧表

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.files/2022.pdf>

現物給与の取り扱いに関するQ&A

Q1：現物給与とはどのようなものか？

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（社宅や寮など）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与とといいます。現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

Q2：現物給与価額の改正は、固定的賃金の変動に該当するのか？

「固定的賃金の変動」※に該当します。（「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますのでご注意ください）

Q3：勤務地がA県にあり社宅がB県にある場合、現物給与価額はどちらの県の価額により計算するのか？

勤務地であるA県による価額で計算します。被保険者の人事、労務および給与の管理がなされている事業所が所在する地域の価額により算定することになるため、A県の価額となります。

Q4：住宅による現物給与の場合、台所・トイレ・浴室・廊下を含めた広さで計算するのか？

含めずに計算します。価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も含めません。

Q5：食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収（負担）している場合は、どのように計算するのか？

食事代の徴収（負担）額により、以下の①、②のパターンで計算します。

パターン①

現物給与価額の
3分の2未満の価額を食事代として
徴収（負担）している場合

食事代の徴収
（負担）額

<

現物給与価額
3分の2の価額

現物給与の価額から
徴収（負担）額を引いた価額が
現物給与価額となります

パターン②

現物給与価額の
3分の2以上の価額を食事代として
徴収（負担）している場合

食事代の徴収
（負担）額

≧

現物給与価額
3分の2の価額

現物による食事の供与はないものとして
取り扱います

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>